

質問への回答

質問事項について下記のとおり回答いたします。

質問事項	回答
<p>1 実施要項 5 (2)「業務内容に応じて必要となる要件」の「土木設計を担当する事業者が満たすべき要件」として、「平成 20 年度以降に、次のいずれかの業務を受注し、完了した実績を有すること。①道の駅又はそれに類するような施設の設計 ②商業・観光施設等の計画または設計業務 ③公園設計業務」とあるのは、「建築設計を担当する事業者が満たすべき要件」ではないのか？</p>	<p>「土木設計を担当する事業者が満たすべき要件」として設定したものです。</p>
<p>2 基本計画 11 ページに拠点施設の予定エリアが記載されているが、基本設計の対象となる範囲がより明確に表示された図面等があればご提示ください。</p>	<p>基本計画では、整備範囲を明確に定めておりません。 ただ、プロポーザルの参考となるよう、基本設計の対象となる大まかな範囲を、ホームページの【参考資料】に掲載しますので、参考にしてください。</p>
<p>3 「2 業務概要」について、具体的な敷地の範囲や情報をご提示頂けませんでしょうか。敷地図等あればご提示ください。</p>	<p>上記同様です。</p>
<p>4 「2 業務概要」について、委託費の最低価格のご提示はありますでしょうか。</p>	<p>最低制限価格は、設定していません。</p>
<p>5 「5 参加資格」について、「複数の事業者が協力して参加することも可能」とありますが、建築設計にて構造設計及び電気設備設計、機械設備設計を協力業者に依頼する場合は、「様式第 3 号 同種・類似業務受託実績報告書(主</p>	<p>様式 3 号には、主に建築設計を担当する事業者の主担当者のみ記載してください。 様式 4 号には、構造設計及び電気設備設計、機械設備設計を協力事業者に依頼する場合は、その担当予定者を記載してください。</p>

<p>担当者)」又は「様式第 4 号 業務実施体制報告書」に記載すると考えてよろしいでしょうか。</p>	
<p>6 「5 参加資格」について、「複数の事業者が協力して参加することも可能」とありますが、建築設計にて構造設計及び電気設備設計、機械設備設計を協力業者に依頼するときに記載が必要な場合、事業者としての届出は必要でしょうか。</p>	<p>複数の事業者が協力して参加する場合は、「総括・管理する事業者」、「建築設計を主に担当する事業者」、「土木設計を主に担当する事業者」のみの記載で構いません。建築設計を主に担当する事業者が、構造設計、電気設備設計及び機械設備設計を協力業者に依頼する場合、様式第 9 号「共同参加誓約書」への記載は必須ではありません。</p>
<p>7 「5 参加資格」について、土木設計を担当する事業者が満たすべき要件として「平成 20 年度以降に次のいずれかの業務を受注し完了した実績を有すること ①道の駅又はそれに類するような施設の設計、②商業・観光施設等の計画または設計業務」とありますが、建物の設計について記載されていますので、こちらは建築設計を担当する事業者も満たすべき要件と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>建築設計を主に担当する事業者が満たすべき要件は、「建築士法第 23 条の 1 で定められた 1 級建築士事務所であること」のみです。</p>
<p>8 「7 応募書類」について、業務実施方針及び手法（第 6 号）は A3 用紙 計 1 枚と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>9 「7 応募書類」について、企画提案書（第 7 号）はテーマ毎に A3 用紙 1 枚、計 2 枚と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>10 「7 応募書類」について、業務実施方針及び手法（第 6 号）企画提案書（第 7 号）の記載内容や表現に条件や制約はありますかでしょうか。</p>	<p>実施要項で示した条件及び、様式第 6 号及び第 7 号の欄外に記載した制約のとおりです。</p>
<p>11 「8 企画提案を募集する内容」について、業務実施方針及び手法の「想定するスケジュール」は基本設計業務の</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

<p>期間でよろしいでしょうか。</p>	
<p>12 「9 評価方法」について、プレゼンテーション審査の資料で「事前に審査した資料以外に資料を配布したい場合は」とありますが、審査の公平性を期すためにも、プロジェクターでの映像提示は事前に提出した資料のみとする。プレゼンテーション審査時の資料持込は不可とする。(提出したもの以外の追加資料は認めない)に変更いただけませんかでしょうか。</p>	<p>「事前に審査した資料以外に資料を配布したい場合は」、は誤りで、正しくは「事前に提出した資料以外に資料を配布したい場合は」です。 どの事業者にとっても同じ条件ですので、審査の公平性を害するものとは、考えておりません。 よって、変更は考えておりません。</p>
<p>13 「9 評価方法」について、プレゼンテーション審査の出席者の条件(今回配置する担当者等)や人数の指定はございますでしょうか。</p>	<p>出席者は、今回配置する担当者とします。特別な理由がない限り、総括の担当者がプレゼンテーションを行ってください。 出席者数の上限は、5名とします。</p>
<p>14 「9 評価方法」について、評価基準は「別紙の通り」とありますがご提示頂けませんでしょうか。</p>	<p>記載漏れでした。 近日中にホームページに掲載します。</p>
<p>15 「9 評価方法」について、今回プロポーザルの選定委員会の所属や人員構成をお教え頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>不要な接触を防ぐため、所属については選定後まで非公開とします。 なお、人員構成は、庁内委員5名、外部委員2名です。</p>
<p>16 「12 その他」について、応募書類に明らかな間違いがある場合の差替えや、市が必要と認める場合の追加書類の提出、との記載がありますが、そのようなことがあった場合は公表されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>公表はしません。</p>
<p>17 「参加表明書等」は書面での提出1部でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>18 「参加表明書等」の提出について綴じ方等のご指示はありますかでしょうか。</p>	<p>左上クリップ留めとしてください。</p>
<p>19 様式第2号及び第3号の「同種業務」について、建築設計については道の駅のような観光交流拠点施設と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>同種・類似業務の定義は、次のとおりとします。 同種業務は、基本計画で「コア施設」と「フレキシブルな施設」に掲げた機能を含む施</p>

	設とします。 類似業務は、観光・商業施設及び公園施設とします。
20 様式第 2 号及び第 3 号の「類似業務」について、建築設計については 2000 m ² 以上の公共、商業、観光施設と考えてよろしいでしょうか。	質問 19 への回答と同じです。 面積要件はありません。
21 様式第 2 号及び第 3 号の「同種業務」について、土木設計については道の駅の計画もしくは設計、また、公園の設計で 10000 m ² 以上のいずれかと考えてよろしいでしょうか。	質問 19 への回答と同じです。 面積要件はありません。
22 様式第 2 号及び第 3 号の「類似業務」について、土木設計については公園設計業務と考えてよろしいでしょうか。	質問 19 への回答と同じです。
23 様式第 2 号及び第 3 号について、複数の事業者が協力して参加する場合、は建築設計を担当する事業者と土木設計を担当する事業者が作成するものと考えてよろしいでしょうか。	それぞれ作成しても、まとめて作成しても構いません。参加表明書を提出する代表事業者が管理するようにしてください。
24 「様式第 2 号 同種・類似業務受託実績報告書（事業者）」について、複数の事業者が協力して参加する場合、1 業者につき 1 枚作成することよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
25 「様式第 3 号 同種・類似業務受託実績報告書（主担当者）」にある「総括・監理」について、基本設計業務のため「総括・管理」と読み替えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
26 「様式第 3 号 同種・類似業務受託実績報告書（主担当者）」にある「総括・監理 主担当者」は「様式第 4 号 業務実施体制報告書」にある「業務主担当者」と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
27 様式第 3 号に記載があります業務実	貴見のとおりです。

<p>續の照明及び業務内容が確認できる書類は 1 部と考えてよろしいでしょうか。</p>	
<p>28 「企画提案書等」の電子データでの提出について、捺印のある書類はスキャンデータとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>電子データでの提出は、認めていません。</p>
<p>29 「企画提案書等」の提出について綴じ方等のご指示はありますでしょうか。</p>	<p>左上クリップ留めとしてください。</p>
<p>30 使用印鑑届は任意の様式での提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>法人の印鑑証明を提出してください。 なお、コピー不可とします。</p>
<p>31 様式第 4 号の業務担当者と建築設計主担当者は兼ねてよろしいでしょうか。</p>	<p>兼ねて構いません。</p>